

様式1-1 家屋を耐震改修し、家屋又は家屋及び敷地等を譲渡する場合

このチェックシートは、被相続人居住用家屋等確認書申請の際に提出する書類のチェック用です。

(申請書提出前に、ご自身でのチェック用としてご利用ください)

☑	必要書類	主な取得先
☐	<p>① 被相続人の除票住民票 (原則コピー不可)</p> <p>※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居し、当該施設に住民票を異動している場合は、被相続人の戸籍の附票が必要です</p>	市窓口・証明コーナーなど
☐	<p>②家屋又は敷地等を取得した相続人全員の住民票 (原則コピー不可)</p> <p>※相続開始(被相続人の死亡)の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前)の住所が住民票で確認できない場合は、戸籍の附票が必要です。住所が確認できない場合とは、従前の住所を定めた日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等です。</p>	同上(大野城市以外にお住まいの方は、お住まいの市区町村の窓口)
☐	<p>③ 家屋又は敷地(土地)の売買契約書</p> <p>※契約に関する全ページのコピーを提出してください。</p> <p>※契約書から引渡日が確認できない場合は、土地の登記事項証明書(所有権移転登記済のもの)等の引渡日が確認できる書類の提出が必要です。</p>	仲介業者など
☐	<p>④土地又は家屋の全部事項証明書(原則コピー不可)</p>	法務局・司法書士・仲介業者など
⑤ 下記の(A)、(B)、(C)のいずれか		
☐	<p>(A) 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類(各事業者が発行する証明書)</p> <p>【代替書類】</p> <p>● 電気、水道、ガスのいずれかの使用停止月の領収書又は請求書(当該家屋の住所の記載があるもの)</p> <p>※被相続人の死亡日から譲渡日までに閉栓する必要があります。</p>	電力会社・上下水道局・ガス会社など
☐	<p>(B) 仲介業者による広告(仲介業者による広告チラシや、インターネット広告の印刷物で、家屋の現況が空き家であることが表示されているもの)</p> <p>※空き家解体後の敷地だけの広告は認められません。</p>	仲介業者など
	<p>(C) その他要件を満たしていることが容易に認められる書類</p> <p>【例】空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書等</p>	/
☐	<p>※相続人が複数いる場合のみ必要</p> <p>遺産分割協議書または遺言書のコピー</p>	法務局・司法書士・仲介業者など

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、1ページ目の各書類と以下の⑥から⑧のすべての書類をご用意ください。（平成31（2019）年4月1日以降の譲渡が対象です。）

<input type="checkbox"/>	<p>⑥被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等のコピー ※施設入所時点での介護保険被保険者証等が必要です</p> <p>【代替書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定等の決定通知書のコピー ● 施設で発行された要介護認定等に関する記録等のコピー 	<p>入所施設など</p>
<input type="checkbox"/>	<p>⑦施設入所時の契約書 ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。</p>	<p>入所施設など</p>
<p>⑧下記の(A)から(C)のいずれか</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>(A) 電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類（各事業者が発行する証明書）</p> <p>【代替書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気、水道、ガスのいずれかの使用停止時の領収書又は請求書（当該家屋の住所の記載があるもの）のコピー <p>※被相続人の死亡日から譲渡日までに閉栓している必要があります。</p>	<p>電力会社・上下水道局・ガス会社など</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(B) 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録のコピー</p>	<p>入所施設など</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(C) その他要件を満たしていることが容易に認めらる書類</p> <p>【例】家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物 残置物の撤去に係る領収書又は請求書 等</p> <p>※原本を確認後コピーをとらせていただきます。</p>	